

# 平成24年度 競争入札参加資格審査申請の受付について

## 【 物 品 購 入 等 】

美唄市が発注する物品の購入等に係る競争入札参加資格審査申請について、下記のとおり実施します。

### 記

#### 1 申請の受付

受付期間	平成24年1月16日(月)～平成24年2月15日(水) (土曜、日曜、祝祭日を除く。)
受付時間	午前9時～午後5時(正午から午後1時までを除く。)
受付場所	美唄市西3条南1丁目1番1号(〒072-8660)
(提出先)	美唄市 総務部 契約管財課 契約管財グループ(庁舎2階)
申請様式	美唄市の指定様式(3頁すべて提出)
提出方法	持参又は郵送(2月15日必着)のどちらでも可

#### 2 物品の購入等に係る資格要件

- (1) 政令第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 平成24年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- (4) 法人税(個人事業者については申告所得税)及び消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本市に本店、支店、営業所等を有する場合は、法人市民税(個人事業者については市道民税)、固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を役員、支配人、営業所の代表者、理事又は使用人として使用していないこと。

#### 3 登録の有効期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日まで(1年間)

#### 4 記載要領

- (1) 申請者欄には本社の所在地、商号又は名称、代表者等を記入してください。
- (2) 受任者、連絡先がないときは、空欄にしてください。
- (3) 事業所の概要欄の従業員数は、平成24年1月1日現在の人数を記入してください。
- (4) 使用印鑑欄は、本市と入札・契約・請求等で実際に使用する印鑑を押印してください。
- (5) 希望する品目の分類欄は、別紙の物品分類表により業種コード及び細目コードを記載し、その右側に主たるものを具体的に記入してください。(例：机、鞆、時計)
- (6) 主な販売実績欄は、平成24年1月1日現在における1年間の主な販売実績を記入してください。
- (7) 各欄が不足の場合は、別の用紙に記入し添付してもかまいません。

5 提出書類（○印の書類が必要書類です。）

提 出 書 類		法人	個人
①履歴事項全部証明書（法務局の発行するもの、コピー可）発行3ヶ月以内のもの		○	
②身分証明書（市町村長の発行するもの、コピー可）発行3ヶ月以内のもの			○
③営業証明書（市町村長の発行するもの、コピー可）発行3ヶ月以内のもの			○
④納税証明書 直近決算期 のもの (コピー可)	・ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) ・ 美唄市内に本店・支店・営業所等を有する場合は上記の他 美唄市の法人市民税、固定資産税の納税証明書	○	
	・ 個人事業者の場合は申告所得税と消費税及び地方消費税の 納税証明書（その3の2） ・ 美唄市内に本店・支店・営業所等を有する場合は上記の他 美唄市の市道民税、固定資産税の納税証明書		○
⑤決算報告書（コピー可） ・ 法人：決算書または損益計算書（直近1期分） ・ 個人：確定申告書の写し（直近1期分） ※申請書の「3 直近1年間の収支決算」欄に記載した場合は提出不要です。 ※直近1期分の決算報告書が申請日までに間に合わない場合は、その1期前の 決算報告書を添付してください。		○	○
⑥免許等に関する証明書（コピー可） 当該営業に必要な免許、許可、登録等を証明する書類		○	○
⑦年間委任状（受任者がある場合）		○	○
⑧代理店又は特約店証明書（コピー可） メーカーの代理店、特約店になっているときは、メーカーが発行する証明書		○	○

6 その他

- (1) 年間委任状の提出がある場合、平成24年度有効とします。
- (2) 申請書を郵送される方で受付票を希望する場合は、80円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- (3) 申請書提出後、次の事項等に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。
  - ① 商号又は名称
  - ② 代表者
  - ③ 受任者
  - ④ 所在地
  - ⑤ 印鑑
  - ⑥ 電話番号
  - ⑦ 免許等更新
- (4) 役員、支配人、営業所の代表者、理事又は使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるかどうかについて、美唄警察署の意見を聴く場合があります。

※ ご不明な点は、美唄市 総務部 契約管財課 契約管財グループ までお問い合わせください。

TEL0126-62-3136（直通）

物品分類表

業種 コード	業種	細目 コード	細目		
01	用具・用品・教材等	1	事務用具・紙類・印章・ゴム印		
		2	机・キャビネット等事務用備品		
		3	OA用品(用具)		
		4	学校教材・体育用具		
		5	保育用材		
		6	書籍・地図		
		7	薬品・薬剤		
		8	衛生・福祉・介護用品(用具)		
		9	被服・寝具・繊維・皮革・ゴム製品		
		10	日用雑貨・家具・調度品・装飾品		
		11	厨房・調理用品(用具)		
		12	食料品		
		13	印刷・写真		
		14	印刷関連用品・フィルム		
		15	土木・建設用資材		
		16	農業用資材		
		17	水道用資材		
		18	消防・安全・防災用品		
		19	看板・標識		
		20	家電関連用品		
		21	イベント用品		
		22	清掃用品		
		23	車両用品		
		99	上記に分類できない用具・用品・教材等		
		02	機械・器具等	1	事務用機器
				2	OA機器・OA周辺機器
				3	医療用機器
				4	衛生・福祉・介護用機器
				5	厨房・調理用機器
6	写真・光学機器				
7	印刷機器				
8	視聴覚機器				
9	音響機器				
10	実験用機器				
11	冷暖房・空調機器				
12	電気通信機器				
13	理化学機器				
14	試験・計測機器				
15	土木・建設用機器				
16	農業用機器				
17	水道関連機器				
18	消防・防災・防犯機器				
19	家庭用電気機器				
20	車両				
21	車両修理				
99	上記に分類できない機械・器具				
03	燃料類	1	燃料		
		2	油脂類		
04	物品賃貸	1	事務用機器		
		2	机・キャビネット等事務用備品		
		3	OA機器・OA周辺機器		
		4	学校教材・体育用具		
		5	保育用材		
		6	医療用機器		
		7	衛生・福祉・介護用機器		
		8	厨房・調理用機器		
		9	写真・光学機器		
		10	印刷機器		
		11	視聴覚機器		
		12	音響機器		
		13	実験用機器		
		14	電気通信機器		
		15	理化学機器		
		16	試験・計測機器		
		17	土木・建設用機器		
		18	農業用機器		
		19	水道関連機器		
		20	消防・防災・防犯機器		
		21	家庭用電気機器		
		22	イベント用品		
23	簡易トイレ等				
24	清掃用品				
25	車両				
99	上記に分類できない物品賃貸				